

第 14 回大阪 P C B 廃棄物 処理事業監視部会

令和 3 年 2 月 25 日 (木)

1 0 : 0 0 ~ 1 1 : 4 6

WEB 会議により実施

視聴場所：大阪市環境局第 1 会議室

第 14 回 大阪 P C B 廃棄物処理事業監視部会

議事次第

1. 開会

2. 挨拶

3. 議題

- (1) 大阪 P C B 廃棄物処理事業の進捗について
- (2) 環境モニタリング調査について
- (3) P C B 廃棄物の早期処理に向けた環境省の取組

4. 閉会

○深瀬係長（司会）

それでは、定刻となりましたので、ただいまから「第14大阪PCB廃棄物処理事業監視部会」を開催させていただきます。

本日は、有識者の方々をはじめ皆様方におかれましては、御多忙の中御出席いただきまして、ありがとうございます。今回は、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、ウェブでの開催とさせていただきます。

議事に入りますまで本日の進行役を務めさせていただきます大阪市環境局 環境管理部 環境管理課産業廃棄物規制グループの深瀬でございます。どうぞよろしくお願いたします。

なお、通常、本部会には構成員であります各自治体にも御出席いただいているところですが、新型コロナウイルス感染拡大の防止の観点から、前回と同様に各自治体には事前に資料を送付し、意見等を確認することにより、会議の出席人数を減らして開催させていただきます。また、各自治体への照会の結果、意見等が出なかったことを報告させていただきます。

初めに、会議の開催についてお願いがございます。

パソコンのカメラはオン、マイクはオフの状態にさせていただきますようお願いいたします。また、御発言の際には挙手ボタンをクリックしてください。また、挙手ボタンの機能のない場合及び会場の方々については、その場で挙手をお願いいたします。部会長が指名いたしますので、指名後にマイクをオンにいただきまして、御発言のほうをお願いいたします。なお、御発言後については、マイクをオフにいただきまして、再度、挙手ボタンをクリックしていただきまして、手を下げていただきますようお願いいたします。

部会の開催に当たりまして、視聴者の皆様には、あらかじめお配りいたしました遵守事項に従いまして、お静かに視聴していただきますように、御協力のほどよろしくお願いたします。

それでは、初めに、事務局の大阪市を代表いたしまして、大阪市環境局環境管理部長の池上から御挨拶をさせていただきます。

○池上部長（大阪市）

皆さん、こんにちは。大阪市環境局環境管理部長の池上でございます。

今回の近畿ブロック産業廃棄物処理対策推進協議会の大阪PCB廃棄物処理事業監視部会は、新型コロナウイルス感染症拡大防止の状況を踏まえまして、ウェブ会議により開催させていただきます。御多用のところ、有識者の先生方、環境省の皆様にはそれぞれお席からウェブにて本席に御出席いただき、また、岩井会長におかれましては、御足労いただきまして誠にありがとうございます。

平素は、環境行政をはじめ、本市の市政各般にわたりまして御理解、御協力を賜ってお

りますこと、この場をお借りして厚く御礼申し上げます。

さて、これまで有識者の皆様方から貴重な御意見や御指導をいただくとともに、関係者の皆様の御理解と御協力によりまして、中間貯蔵・環境安全事業株式会社、JESCO の大阪 PCB 処理事業所での近畿 2 府 4 県の高濃度 PCB 処理廃棄物につきましては、平成 18 年 10 月に処理が開始されて以来、大きなトラブルもなく、順調に、また、安全かつ適正に処理が進められております。

PCB 特別措置法においては、大阪 PCB 事業所の事業エリアの高濃度 PCB の処理期限は、計画的処理完了期限の 1 年前である今年度末までと定められており、国や JESCO、また、関係団体と連携・協力しながら、全ての高濃度 PCB 廃棄物を期限内に処分を完了するための取組を進めているところでございます。未処理の事業者に対しましては、今後、指導をさらに強化してまいります。本年 3 月までの処分が行われない場合には、計画的処理完了期限であります令和 3 年度末までに確実に処分を完了するよう改善命令を发出するなど、厳正に対処していくこととしております。

JESCO 事業所におかれましては、今後も引き続き確実な処理を行い、事故やトラブルなどにより高濃度 PCB 廃棄物の処理が滞ることがないように事業を進めていただきますよう、改めてお願い申し上げます。

本日は、有識者の先生方には忌憚のない御議論いただき、その中でいただきました御意見を踏まえまして、引き続き、PCB 廃棄物の適正処理、周辺地域の環境保全、施設の安全確保に努めてまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

以上、簡単ではございますが、私の挨拶とさせていただきます。本日はどうぞよろしくお願い申し上げます。

○深瀬係長（司会）

では、続きまして、本日は、環境省 環境再生・資源循環局廃棄物規制課から神谷課長、切川課長補佐に御出席をいただいております。それでは、御挨拶をいただきたいと存じます。

○神谷課長（環境省）

環境省の廃棄物規制課長、神谷でございます。

事業監視部会の関係者の皆様方におかれましては、日頃より PCB 廃棄物処理の推進に御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

大阪事業地域における変圧器、コンデンサ、安定器、汚染物等については、今も御挨拶ございましたが、PCB 廃棄物処理特別措置法に基づいて、処分期間が今年 3 月末まで、残り 1 か月ということになりました。ほかの地域での取組も参考としながら、残された時間を意識して、早期処理に向けた取組を速やかに進めていく必要がございます。

環境省としては、引き続き関係者と連携をしながら、安全の確保を大前提として、PCB

廃棄物の処理が一日も早く進むよう、全力で取り組んでまいります。

本日の会議でも、関係者の皆様から御意見を賜ることで、JESCO 大阪 PCB 処理事業の安全確保の徹底、PCB 廃棄物の早期処理に向けたさらなる取組の推進につなげたいと考えておりますので、御議論、御指導をいただきますようよろしくお願い申し上げます。

○深瀬係長（司会）

ありがとうございました。

続きまして、お手元の資料の確認をさせていただきます。

まず、議事次第、裏面 1 枚物の出席者名簿でございます。続いて、議題（1）に係ります JESCO の資料といたしまして、資料 1-1「大阪 PCB 廃棄物処理事業の操業状況について」、資料 1-2「大阪 PCB 処理事業所の長期保全の取り組みについて」でございます。続いて、議題（2）に係ります本市の資料といたしまして、資料 2「令和 2 年度環境モニタリング調査について」でございます。最後に、資料 3 の「PCB 廃棄物の早期処理に向けた環境省の取組」となっておりますのが環境省の資料でございます。

本日の資料は以上でございます。

それでは、議事に入らせていただきます。

部会長であります大阪市の谷野産業廃棄物規制担当課長が議事進行することとなりますので、谷野課長、よろしくお願いいたします。

○谷野課長（大阪市）

おはようございます。本日部会長をさせていただきます大阪市環境局産業廃棄物規制担当課長の谷野でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、早速ですが、議事次第に従いまして説明をお願いしたいと思います。

まず、議題（1）でございます大阪 PCB 廃棄物処理事業の進捗について、中間貯蔵・環境安全事業株式会社、JESCO 様から御説明をお願いいたしますが、資料のほうがボリュームがございますので、前半と後半に分けて説明をいただきたいと思います。

資料 1-1 の 20 ページの 5. PCB 廃棄物処理施設設備改造・運用変更のところまでを前半に御説明いただき、一旦御質問、御意見を承った後、21 ページの 6. 営業活動以降及び資料 1-2 の「大阪 PCB 処理事業所の長期保全の取り組みについて」を後半に御説明いただきたいと思います。

それでは、よろしくお願いいたします。

○安井所長（JESCO）

JESCO 大阪 PCB 処理事業所長をしています安井でございます。

では、資料 1-1、操業状況につきまして御説明をさせていただきます。

まず、1 ページ、1. の操業状況ということになります。

搬入実績ということで、操業を開始いたしました平成 18 年 10 月から令和 2 年の 12 月末までの実績につきまして御説明させていただきます。

まず、表-1 のほうにトランス類、コンデンサ類、廃 PCB 等、油でございますけれども、この 3 種類の廃棄物につきまして、近畿 2 府 4 県並びに大阪市内のもの、どれだけ搬入をしてきたかという実績でございます、各表の一番右端が合計ということになってございます。また、それぞれ上から平成 18 年度から一番下の欄が今年度に入ってから 12 月末までの実績ということになってございます。また、併せて、1 ページの右上のところにて図-1 で年度別での搬入進捗率ということで記載させていただいております。

トランス類でございますけれども、2,714 台、また、コンデンサ類は 8 万 4,813 台、廃 PCB 等は 2,312 本、これだけ搬入を終えております。

12 月末の現在で 2 府 4 県内で私どもに登録いただいております廃棄物のうち、トランス類でいきますともう約 99%、コンデンサ類でも約 97%、廃 PCB 等、油でございますが、約 95%が搬入をされたという実績でございます。

続きまして、2 ページから 3 ページにかけて、中間処理実績ということでございます。

搬入いただきました各 PCB 廃棄物につきましては、私どもの施設内で無害化処理を行っております、無害化を終えたものを中間処理ということになります。この実績でございます。

2 ページのほうの下の方に、表-2 のところで、こちらにもトランス類、コンデンサ類、廃 PCB 等の油につきまして、年度ごとにどれだけ処理を行ったかということで、表の一番右端が合計、その隣が直近の今年度の 12 月末までの実績ということになります。

また、次のページの 3 ページの上の方に図-2 ということで、こちらがトランス類、コンデンサ類、廃 PCB 等、また、それぞれから取り出しました PCB の処理量ということで、折れ線グラフで重量、棒グラフで台数ですとか本数というものを示しているところでございます。2 ページのほうに概要を御説明しておりますので、3 ページのグラフと併せて確認いただければと思います。

トランス類でございますけれども、平成 21 年度をピークに処理の台数、減少傾向でございます。重量につきましては、20 年度から 28 年度は大体 300 トンから 400 トンで推移いたしました。平均重量でございますと、平成 20 年度は 1 トンというものでございましたが、28 年度では電鉄会社の 1 台で 20 トンといった超大型のものが搬入し処理をいたしましたので、平均重量は 4.2 トンとなっております。平成 29 年度になりますと、大きなものが少なくなりまして、平均重量 1.9 に下がっておりますが、平成 30 年度になりますと、処理手間物の処理が進みましたので、かなり大きなものの処理の比率が増えまして、3.7 トンというふうになっております。令和 2 年度になりますと、かなり小型のものだけが残っているという状況になっておりますので、0.3 トンということで、軽いものの処理ということになってございます。

3 ページのほうのグラフで見ていただきますと、左上でございますが、折れ線グラフが

ゼロのほうに近づいているというところでございます。

次に、コンデンサ類でございます。こちら平成 24 年度、25 年度をピークに台数、重量とも減少傾向でございます。平均重量というところでは、平成 24 年度は 54.4 キロというところではございました。最近になりますと、各自治体様によりまして掘り起こし活動、どこに PCB 廃棄物があるかということを探していただくような活動をしていただいておりますけれども、そういったことで新たに見つかっておりますコンデンサ類、これは 10 キロ以下の小型の電気機器の割合が多くなってございます。平成 30 年度以降の平均重量でいきますと 30 キロ程度ということになっておりまして、直近になりますと、今年度でいきますともう 30 キロは切っているというところでございます。

廃 PCB 等でございますが、こちら、24 年、25 年度をピークに本数、重量とも 28 年度まで減少しておりましたけれども、平成 29 年度になりまして、少量保管者様の分析検体等の処理が増えまして、これで本数が増えております。また、30 年度は超大型トランスから抜油した油の処理、また、令和元年度になりますと、25 ページのほうで御説明いたしますが、多量保管事業者様の処理が開始されたというところでございまして、このところ本数、重量が変動し、増えてきているというところでございます。3 ページのほうのグラフでございますと、左の下側のグラフということになります。

全体といたしましては、残台数は減ってきております。契約が少し手間取っている保管事業者様が存在しているほか、処理に手間がかかる、また、処理が困難なものというものもありますけれども、搬入までの期間や処理に時間を要しているという状況でございますが、また、コンデンサ類、廃 PCB 等につきましては、新規登録ということで掘り起こし等々によりまして新たに見つかって、登録もありますけれども、処理期限に向けまして、引き続き、安全確実に処理を行って早期処理を推進してまいりたいというふうに考えてございます。

続きまして、3 ページの下側でございますが、エリア間移動による効率的な処理の推進というところでございます。

平成 26 年度の処理基本計画の見直しによりまして、事業エリア間を移動させていただいて、効率的に処理を進めるという取組でございます。

実績を表-3 のところに示してございますが、この表も一番右に合計、その左隣が直近の令和 2 年度というところになってございます。最近になりますと、かなり移動は終わっているというところではございまして、今年度に入ってから、豊田事業エリアから特殊コンデンサを 2 台搬入し、2 台の処理を終えたというところではございまして、各事業エリアの処理も進んでおりまして、今後、こういった移動をさせていただいて処理をするものは出てこないという見込みになってございます。

続きまして、4 ページ、払出実績ということになります。

こちら平成 18 年 10 月から令和 2 年の 12 月末までとなりますが、PCB 廃棄物の処理に伴いまして発生いたします有価物、金属でありますとか油ということになります。また、

廃棄物、塩酸ですとかビフェニルといった化学物質が発生いたしますけれども、これらについての払出しの実績を表-4、また、払出し先、処理委託先での再資源化方法を表-5のほうに示してございます。

表-4につきましては、これも右端が直近の令和2年度の12月末までの実績ということになりまして、処理量が増減することによりまして、この払出実績のほうも増減いたすわけですが、特に問題のある数字というのは出ていないというのは確認してございます。

また、払出し先、処分委託先での再資源化方法でございますが、前回9月9日の監視部会以降、新たな払出し先というのはいませんので、変更はございません。

続きまして、5ページ、運転廃棄物でございます。

処理に伴いまして発生いたしますPCBの廃棄物が運転廃棄物というふうに称してございますが、こちらの処理実績でございます。

これは表-6のほうで示しておりますが、表の左側半分がPCBが低濃度のもので、無害化認定施設、民間の処分業者さんに処理を委託しているもの、また、表の右側が高濃度のものということで、自所処理というのは大阪事業所で処理をしております、一番右の端は、JESCOの東京事業所並びに北九州事業所のほうに送って無害化処理をしていくというものでございます。

表は平成24年度からスタートしております、下のほうが直近の数字ということになります。真ん中より少し下、二重線の間が令和2年度の上期の実績でございます、その下は10月、11月、12月ということで、単月での処理実績を記載してございます。

運転廃棄物につきましても、計画的に処理を進めてきてございまして、無害化認定施設での処理につきましては、毎月排出計画を立てまして、計画どおりに排出して進めてきてございます。また、自所処理につきましても、営業物の処理の状況を勘案しながら、計画的に処理を進めてきているということでございます。

一番右の他事業所での処理でございますが、今年度上期におきまして、新型コロナウイルス感染拡大の関係がございまして、緊急事態宣言等々も発出されておりましたが、こういった状況がありまして、海外から輸入しております化学防護服の輸入に若干時間を要するような見込みがあったというところがございまして、営業物の処理を優先したというところがございます、他事業所へ送る実績というのが少し計画より遅れたというところがございますが、こちらにつきましては、現在計画を見直しまして、しっかり処理を進めてきているというところがございます。

続きまして、6ページからは、各種のモニタリングの調査結果をお示しておりますが、6ページの排水の測定結果につきましては、前回の監視部会以降、新たな測定値は出てきておりません。

7ページ、騒音・振動でございますが、こちらも前回の監視部会以降、新たな測定値は出てきておりません。それぞれ年1回の測定ということで、6月ないし6月から7月に実

施した実績が直近の数値ということでございますが、いずれも自主管理目標値ですとか維持管理値未満であったというのが前回御報告のとおりでございます。

8 ページ、こちらは排出源モニタリングの測定結果ということになります。

建物から外部に排出する排気中の有害物質につきまして分析をしている結果でございますが、8 ページの表-9-1 が建物でいいますと西棟、次の9 ページが表-9-2 でございますが、建物の東棟ということで、私どものメインの建物2 棟から排出されている結果でございます。

それぞれの表の真ん中辺り、二重線で囲っているところが前回の監視部会以降、新たに測定した数値ということでございますが、測定している内容は、PCB、ダイオキシン類、また、塩化水素、ベンゼン濃度といった数字を有害物質について測定しておりますが、全測定箇所におきまして自主管理目標値未満を確認してございます。

また、施設内それぞれボイラーを設置しておりますが、ボイラー排気中の窒素酸化物、ばいじんにつきましても、自主管理目標値未満であったということを確認しているというところでございます。

なお、9 ページのほうの東棟につきましては、定期測定は令和2 年の11 月に測定しております。その前、右のところに再測定、令和2 年7 月というのがございますが、こちらは、令和2 年5 月の定期測定におきまして、それまでよりもダイオキシン類等につきまして、自主管理目標値未満でありますけれども、少し高くなっているところにつきまして、結果判明後、すぐに7 月に再測定を実施したという結果でございます。再測定の結果は、5 月の測定結果よりも低い値ということでございまして、その後、また8 月から9 月にかけて定期点検等におきまして対応を取っていると、活性炭等々の交換も行ったというところでございます。

続きまして、10 ページ、周辺環境モニタリングということになります。

こちらにつきましては、年4 回、春、夏、秋、冬の期間におきまして、事業敷地内及び事業所の南側に位置する民間企業の敷地をお借りしまして、周辺でどうなっているかと2 か所で測定してきているというところでございます。

前回の監視部会では今年度の春の結果まで御報告しておりますが、その後、夏と秋の結果が出ておりますので、表-10 のほうに結果をお示ししてございます。いずれも、環境基準値と PCB、ダイオキシン類、ベンゼンにつきまして下回っていたというところを確認してございます。今年の冬の値につきましては、1 月にサンプリングしておりますが、まだ分析中ということで、結果が出ていないというところでございます。

次の11 ページ、表-11 及び12 のほうに、PCB とダイオキシン類につきましては操業開始となります平成18 年の前の17 年の結果から年間平均値ということで記載をさせていただいております。

これにつきましては、下の図-3 のほうに図示させていただいておりますが、グラフにつきましては折れ線グラフですが、一番右のほうが直近の数値ということでございます。

操業後、上昇傾向といったところは見られないというところでございます。

表-13 につきましては、年 1 回敷地の周辺部で測定しております臭気測定の結果ということでございます。昨年の 10 月に実施してございますけれども、臭気指数、アセトアルデヒド、トルエンにつきまして、維持管理値未満を確認しているというところでございます。

12 ページにつきましては、ただいま御説明いたしました周辺環境モニタリングと臭気測定、これをどこの場所で実施しているかというものを図示しております、13 ページ、14 ページにつきましては排出源モニタリングでございますが、こういった設備から出てきている排気かというものをフロー図でお示しております。13 ページが西棟、14 ページが東棟ということになります。

15 ページに参ります。こちらは作業環境の測定結果となります。

上のほうに PCB 濃度、下がダイオキシン類濃度ということでございます。現場で働いていただいております作業従事者の方が PCB 曝露防止のために、労働安全衛生法特定化学物質障害予防規則、法定測定になります。これに基づきまして、大型解体室、小型解体室及び処理困難物倉庫内の廃アルカリの小分けのグリーンハウスのブース、この中での作業環境中の PCB 濃度測定、年間 2 回実施してきてございます。

また、同等の管理が必要というふうに考えております受入検査室、抜油室、VTR 処理室等につきましては、自主測定といたしまして、同様に年間 2 回測定をしてきております。こちらの結果につきましては、表-14 として 17 ページのほうに示してございます。

大型解体室と小型解体室の測定結果でございますが、経年変化は図-4 に示してございますけれども、平成 22 年以降ですね。平成 22 年にかなり PCB が上昇した年がございましたが、それ以降、低減傾向ということでございます。

平成 30 年 5 月の測定で、小型解体室におきまして許容濃度の 0.01 を超過、0.011 ですね、ということがございましたけれども、夏季の定期検査時に清掃と除染を徹底して行いまして許容濃度以下となつてございまして、その後の測定でも許容濃度以下を維持してございます。

運転廃棄物といたしまして発生いたします廃アルカリの廃棄物でございますが、これは水分の部分と油分部分を小分けするというところで、そういった部屋を設けて作業をしておりますけれども、ここにつきましては令和 2 年度から測定を開始してございます。グラフ、ちょっと見にくくなっておりますが、薄い緑色のところが令和 2 年 4 月から令和 3 年 4 月のところにありますけれども、低い値であるということを確認してございます。

ダイオキシン類濃度でございますが、こちらは図-5、また、表-14 のほうに示してございますけれども、平成 30 年 5 月の測定で、小型解体室のダイオキシン類が 100 ピコというふうには上昇いたしました。PCB の御説明と同様に、定期検査時、徹底的に清掃、除染を行いまして、この 9 月の再測定からは、また昨年の 12 月の定期測定まで前年度と同程度を維持してきているというところでございます。大型解体室につきましては、令和元年

の定期検査時に徹底的にまた清掃、除染も行っておりまして低下し、その後、前年度と同程度を維持しているというところでございます。

その次のページにつきましては、大型解体室、小型解体室等々、作業環境の改善対策を説明してございますけれども、これまでも御説明してきておりますが、大型解体室、小型解体室につきましては、操業当初は、設備の改造、また、室温を下げるといった取組をしてきてございますけれども、最近では、定期検査時、1か月ぐらい施設を止めて設備の点検を行っているという時期にしっかり清掃、除染を行いまして、一定程度以下に収まっているというところでございます。

VTR 処理室、また、大型抜油室、小型抜油室、タンク室、また、蒸留室、中間処理室等々につきましても、しっかり定期検査時に清掃等を行いまして、一定以下を維持しているというところでございます。

こちらの内容につきましては、表-14、17 ページのほうに表で一覧で示してございまして、こちらのほうはちょっとこれまでと違いまして、一番左端が直近の数字ということでございまして、一番左に部屋名が書いてございまして、その右隣が令和2年12月の測定結果ということでございます。こちらが前回の監視部会以降の新たな測定値ということになります。

ダイオキシン類につきましては、2.5pg という許容濃度を若干超過している部屋がございまして、しっかり保護具等々を対応いただきまして、操業を継続してきてございます。

続きまして、18 ページ、作業従事者の方の健康管理ということでございます。

作業従事者の方の健康管理の一環といたしまして、労働安全衛生法に基づきます特殊健康診断の実施に加えまして、作業従事者の方、御協力いただきまして採血させていただきまして、血中の PCB 及びダイオキシン類濃度の測定を定期的に行っております。目標値との比較による管理を行っているというところでございます。

PCB 廃棄物を取り扱うエリアで作業いただいております作業従事者の方を対象といたしまして、毎年6月に採血に協力いただきまして、血中の PCB 濃度を測定しておるというところでございます。

令和2年6月までの状況でございますけれども、血中 PCB 濃度は全ての作業従事者の方が健康管理の目安としております生物学的許容値であります 25ng/g-血液、これを下回っているということは確認してございます。

平成30年度からは、レベル3区域、先ほど作業環境のところでも御説明いたしました大型解体室、小型解体室で働いていただいております解体班全員の方とほかの班で働いていらっしゃる方で、血中 PCB 濃度が毎年実施しております6月の測定で 2ng 以上であった方を対象に、その年の12月に再度採血に御協力いただきまして、状況を確認させていただいております。今年度につきましては、昨年12月採血させていただきまして、現在分析中というところでございます。

血脂中のダイオキシン濃度でございますが、こちらが平成 30 年度から 12 月の採血測定を実施してございます。環境省さんで実施されております調査結果、こちらはダイオキシン類関係作業に従事されていない方を対象とした調査ということでございますが、その結果と同等またはそれ以下を JESCO の当面の健康管理の目安としてございます。

令和元年 12 月、昨年度の 12 月に実施した測定結果では、最大値が 38pg-TEQ/g lipid という方がいらっしゃいましたけれども、環境省で実施された結果、0.39 から 56 という数字の内数ということでございまして、目安を下回っていたということで考えてございます。今年度の分につきましては、12 月、採血に協力いただきまして、現在分析中というところでございます。

作業従事者の方に対しましては、血中濃度の分析結果が出ますと、通知する際に作業状況、安全衛生上の注意事項の遵守状況などをヒアリングさせていただき、また、マスクに装着しております活性炭を使用した吸収缶、これの交換頻度をどうしているか、また、保護マスクの装着時の注意点、保護具の脱着、保管の管理方法、また、各解体室等への入室時間等々について確認し、指導をさせていただいているというところでございます。今後も測定を維持いたしまして、健康管理を進めてまいります。

続きまして。19 ページ、ヒヤリハット・キガカリの取り組み状況でございます。

事業所の安全レベルの向上と危険のない職場づくりのために、こちら、ヒヤリハット・キガカリということで、現場で働いていらっしゃる方から現場で冷やりとした、はっとしたということ、また、ここは少し気がかりだといった内容につきまして一件一葉で提出を受けてございます。

操業当初からこの取組は進めてきておりますが、表-15 のところに年度ごとの提出いただいた件数を一覧表で示しております。こちらは一番右端が直近ということで、令和 2 年につきましては 12 月末までの実績ということになります。

このヒヤリハット・キガカリでございますけれども、現場で働いていらっしゃる運転会社と当社 JESCO におきまして担当者でタスクチームということを設けておりまして、出されたものを 1 件ずつ内容を確認し、改善が望ましいと判断された案件につきましては、設備改造も含めまして確実に改善に取り組んでいるというところでございます。また、そういった改善に取り組む状況につきましては、毎月産業医の方にも御出席いただいて開催しております安全衛生協議会の場で、私も出席しておりますけれども、内容を確認させていただいているというところでございます。

今年度につきましては、12 月末までの実績ですが、ヒヤリハットは 16 件、キガカリが 167 件提出いただいておりますけれども、それぞれどういった内容かという項目別分類を図-6 に円グラフで示してございます。ヒヤリハット 16 件につきましては、破損が 5 件、操作が 4 件という内容でございまして、キガカリ 167 件のほうでは、破損 53 件、作業環境 34 件、操作 16、表示 15 といった内容が提出されていたというところでございます。

また、労働災害の未然防止策をより有効に進めるということにおきまして、JESCO にお

きましては全国 5 か所で事業所がございますけども、それぞれの事業所におきましてこのヒヤリハットの取り組みをしております。提出されたものにつきましてはリスク評価を行いまして、リスクが高いというふうに判断されたものは、インシデントというふうに位置づけまして本社に報告し、本社を通じましてほかの事業所にも水平展開ということでリスク削減策を講じてございます。

リスク評価の事例といたしまして、表-16 のところに労働災害の場合のリスク評価の事例をお示ししておりますが、人への危害とその可能性といったもので数字を出しております、リスクレベルを4段階、Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ、Ⅳという評価をしております。Ⅲ、Ⅳにつきましてはリスクが高いということで、インシデントというふうに大阪で位置づけておりまして、ほかの事業所へ水平展開を図るということに取り組んでおりますが、今年度4月から12月までの間にはこのインシデントに該当するものはございませんでした。

続きまして、5.でございます。設備改造、また、運用変更といった内容でございます。

私どもでは、設備改造、また、運用変更に伴いまして、安全上のリスクが新たに発生するのではないかとといったことを環境安全評価委員会という会議の場で評価いたしまして、内容につきましては JESCO の本社のほうに報告し、本社のほうでもその内容が妥当であるかどうかということ踏まえた上で、現場の設備改造・運用変更を行うということにしております。

今年度につきましては、昨年10月26日に回収溶媒充填装置の設置という改造工事をしてございます。こちらの内容につきましては、副所長より別添資料につきまして御説明をさせていただきます。

○中野副所長（JESCO）

それでは、引き続き別添資料1のほうを中野のほうから説明させていただきます。

別添資料1を御覧ください。回収溶媒の充填装置設置についてという内容でございます。

大阪 PCB 処理事業所は、令和3年度末に計画的処理完了期限を迎えます。令和4年度から6年度の事業終了準備期間において、運転廃棄物の処理並びに解体撤去工事に係る準備として、タンク及び配管等、機器内部に付着しております PCB を循環洗浄によって低減させたいと考えております。つきましては、事前の令和3年度に実機での循環洗浄の効果を確認する必要があると考えまして、以下のとおり抜油ラインの設置を計画しております。

内容ですが、循環洗浄の概要でございます。抜油ラインのうち、今後使用の予定がない機器及び配管の循環洗浄を実施し、解体撤去本番時の循環洗浄効果のラインを確認します。

図面のほう、皆さんには2ページ目のほうを御覧いただきたいと思います。

抜油のライン洗浄には、まず、溶媒として KP-8 と呼ばれるものを使用しております。

KP-8 の配管が現在は布設されておられませんので、回収溶媒の充填装置の増設概略図に示すとおり、令和 2 年度の下期に KP-8 の回収溶媒タンク①、これは図面の左下、緑字で① KP-8 と書いてあります TK-3603 と呼ばれておりますタンクですね。ここから、今度は②と緑の字で同じく左下半分上に人の型があると思いますが、そこに赤いところでランプがついておりますが、②の抜き出しラインを新設いたします。そして、KP-8 と呼ばれる溶媒をドラム缶に投入と。そのドラム缶を、抜油ライン近傍に設置いたします今回製作する③と書かれています今度は右上の 170 リットルの容量のタンクまで移動してから移液いたします。抜油ラインの洗浄につきましては、上述の洗浄用タンクから回収溶媒の KP-8 を張り込んで行います。洗浄に使用しました回収溶媒 KP-8 は、既設のラインを通じまして無害化处理されて、最終的に元の TK-3603 という①、左下の回収タンクに戻るといったこととなります。

令和 3 年度中にこの循環洗浄装置を使用しまして、洗浄効果について結果を取りまとめたいと思います。作業のフロー図は、簡単にブロックフローで下記のように取りまとめております。

簡単ですが、以上です。

○安井所長（JESCO）

前半部分は以上でございます。

○谷野課長（大阪市）

ありがとうございました。

ただいまの JESCO 様からの説明につきまして、御意見、御質問はございませんでしょうか。挙手ボタンをお願いいたします。

大藤先生、よろしく申し上げます。

○大藤外部有識者

大藤です。1つちょっと教えてほしいんですけども、この 1 ページ目の登録数のところなんですけれども、やはり掘り起こしとかで新たに登録されるところとかも増えてきて、それで登録数も多分増えていると思うんですけども、その掘り起こしとかでまだ何か登録されてないところとかもあるかと思うんですけども、その登録がもし進んだとしたら、あとどのぐらい登録される見込みとか、そういうのがもし分かれば教えていただけたらと思いました。

○安井所長（JESCO）

まず、JESCO より御説明させていただきますけども、前回 9 月 9 日の監視部会では、昨年の 7 月末の実績ということで、そのときの登録台数をベースに御説明しております。5

か月でどれだけ増えたかというのが明確にお示しできるんですけども、トランス類でいいますと4台ございますが、コンデンサにつきましては1,700台ぐらいこの5か月間で増えております。また、油につきましては170本ぐらい増えているという状況でございます。資料の中でも少し2ページのところに記載しておりますが、トランス類はもうほとんど登録はないのでございますが、コンデンサと油につきましては、まだ定期的に毎月一定量が登録されているというところがございます。各自治体様で掘り起こしという取り組みをしていただいておりますが、もうほぼこの掘り起こしという活動が最終盤ということで、終わっている自治体様もございますので、今後はそれほど出てこないというふうには見込んでいるというところがございます。

○谷野課長（大阪市）

すいません、大阪事業エリア全体につきましては、先ほどJESCO様から御回答がありまして、大阪市内ももともとPCB機器がかなり多く据え付けられておりましたので、今まさに現在掘り起こしを進めているところがございます。先ほど説明がございましたように、昨年末にかけまして相当の量が登録されておまして、年明け以降もまだまだ登録、新たに見つけて登録しているというケースも若干ではございますがございますので、全体量につきましては、先ほど説明のあったとおりで、引き続き各自治体のほうで掘り起こしも進めているという状況でございます。ありがとうございます。

次、中地先生、手が挙がっておりますので、よろしく申し上げます。

○中地外部有識者

中地ですけれども。3つありまして、1つは、1ページのところで、ちょっと今、谷野課長のほうから言われたことかもしれませんが、コンデンサ類で97%の処理が全体で進んでいますけれども、大阪府、大阪市が若干足を引っ張っているというか、処理が少ない。特に大阪市は93.7というのは、なぜこういうことになっているのかというのを聞いたかったというのが1つです。

2つ目は、15ページですけれども、作業環境測定のところ、PCB、ダイオキシン濃度は安定的だというお話なんです、抜油解体室等の作業時間数といいますか、処理が大体進んできて作業時間数が減れば、それなりにはやっぱり濃度自体も落ち着くのかなというふうに思いますので、その辺のことを少し教えていただきたいというのが2点目。

3点目は、18ページですけれども、1度以前説明を受けているのかもしれないんですが、上から8行目、9行目ぐらいのところ、平成30年度からレベルⅢの区域で作業する解体班全員と他の班において、血中PCB濃度が6月の測定において2ng/g-血液以上だった者に対して再検査というか、測定するようになっているんですけども、この2ngというのはどういうふうに決めたのかみたいなことを教えていただけませんか。

以上です。

○谷野課長（大阪市）

1つ目の御質問の大阪市域で進捗率が、登録実績がまだ少ないということで、ちょっと先ほども説明させていただいたところですが、もともと台数が多いという中で、今、掘り起こしを進めているというところで。昨年度、テレビコマーシャルですとか広報媒体を使いまして普及活動をしている中で、今年度末が一定法律上の処理期間ということで、この3月の年度末に向けて、駆け込みではないんですけども、登録している方が増えつつあるということで、この進捗率にも、ちょっとその登録母数が増えました関係上、搬入実績と率としては下がってしまっているという状況でございまして、ちょっと新たに見つかっている台数も含めて登録台数が増えているということが原因として考えられます。

以上です。

○安井所長（JESCO）

JESCO でございます。作業環境測定のところでは抜油室ですとか解体室、確かにこちらの抜油室、解体室で処理をしておりますのはトランス類が中心ということになりまして、トランス類につきましては量的には減ってきているというところでございます。併せまして、トランス類のほかに油を運んできたドラム缶、そういったものの処理もこういった部屋を使用して処理をしているというところでございますが、確かに少しは処理量としては減ってきてございますが、処理量によるというよりは、やはり冬場のほうは少し濃度が下がるという傾向は見られるというふうに思っております。しっかり清掃を続けるということで取り組んでまいりたいというふうに考えてございます。

○中村上席調査役（JESCO）

中地先生、中村でございます。2ナノについて、JESCOには別途作業安全衛生部会というのがございます。この部会で検討され（統計的信頼度：5%～95%で4ngを超える者は無し）、2ngにしました。これは北九州事業所も、同様です。2ナノにしたときに全体の約8割が以下となるんです。大阪事業所も今年度127名、ほとんど全員、運転会社従業員のPCB測定をしております。

以上です。

○谷野課長（大阪市）

ありがとうございました。

中地先生、よろしいでしょうか。

○中地外部有識者

はい、結構です。

○谷野課長（大阪市）

ありがとうございます。

それでは、上野先生から手が挙がっております。よろしく申し上げます。

○上野外部有識者

上野です。今年度も、コロナ禍ですけれども、PCB 廃棄物処理事業が例年とあんまり変わらなく進捗したということは非常によかったというふうに思っております。

1点、ちょっと細かいんですけども、15 ページにあります作業環境測定結果に図が4と5、2つございますけれども、これ、例年ですと6月と11月でしたかね、2回測定する結果をプロットされているんですけど。ちょっと細かいんですが、そのグラフなんですけど、毎年4月のところに書いてございますよね、プロットが。これ、ちょっと何かおかしいような気がするんですけど。できればちょっと測定した月に合わせていただけるといいかなと思いました。

それともう1点なんですけど、18 ページですよ。作業従事者の健康管理がございまして、これは私、かねて、かなり血液中のダイオキシン濃度の高い人についてはしっかりフォローアップされているというのは非常にいいかなというふうに思っているんですけど、こういった方、作業を終わって例えば手袋を外さずにそのままばこを吸うとか、そういったことはないのかなというふうにちょっと以前から思っていたものですから、その辺、ちょっと何かの折に御確認いただければと思いました。

以上です。

○安井所長（JESCO）

御質問いただきありがとうございます。図-4と図-5でございまして、少し分かりにくい表記になっておまして、凡例のほうが各年度の4月のところに基準線が入っているという状況で、それぞれの線といたしましては、多分6月と12月のところに三角ですとかひし形のマークが入っているようになっているかと思うんですが、少しちょっと誤解を受けるような表記になっておりますので、今後工夫をさせていただきたいというふうに思います。申し訳ございません。

もう1つですが、18 ページのところにつきまして、血脂中のダイオキシン類濃度、PCB濃度もそうかもしれませんが、その高い人のフォローアップというところがございます。資料のところでも御説明しておりますけれども、その方たち、どういった作業をしているか、作業の際に施設内で守らなきゃいけないということを守っておられるかということは確認させていただいております。

手袋につきましては、必要などころでは手袋を装着いただくんですけども、その部屋を出るときに間違いなく外していただくということを徹底しておりますし、作業エリア

から事務エリアへ戻る際には、必ず手を洗ってから戻っていただくということにしておりますので、そういった中でも少し若干上昇される方もいるというところで、さらに取組を強化しているというところでございます。

○谷野課長（大阪市）

ありがとうございました。

上野先生、よろしいでしょうか。

ほかに御意見、御質問ございませんでしょうか。

それでは、引き続き、資料 1-1 の後半部分と、あと、資料 1-2 の「大阪 PCB 処理事業所の長期保全の取り組みについて」の御説明をお願いいたします。

○安井所長（JESCO）

それでは、引き続きまして、資料 1-1 の 21 ページから御説明をさせていただきます。

営業活動でございます。

掘り起こしへの協力ということでございます。各自治体様を中心に、どこに PCB 廃棄物があるのかということを探するという行為を行っていただいております、これへの協力ということになります。

PCB 廃棄物につきましては、特別措置法、法律に基づきまして、年 1 回、持っておられる方は届出をされております。この届出データと、私どもには処理の前にこういった廃棄物を持っているということに登録いただく JESCO の登録データがございます。それぞれのデータを突合いたしまして、JESCO にまだ登録をされてない PCB 廃棄物につきましては、持っておられる方に対して、469 の保管事業者様がございましたけれども、この方たちには早期処理を依頼する文書を発送してございます。

前回監視部会の際に御説明した際は、この 469 保管者のうち約 7 割の方に進捗があったということでございます。その後、5 か月を経まして 1 割増加し、約 8 割が進捗ということでございまして、342 者の方が登録されまして、また、ほかには安定器をお持ち、また、低濃度であったということも判明してきてございます。

もう 1 つが②でございまして、こちらは、まだ使用中のものにつきましては、電気事業法におきまして届出されたデータがございます。このデータと私どもの登録データ、これにつきましても突合し、まだ使用中で、かつ、JESCO のほうに登録されてない方、74 の保管者様に対しましては、経済産業省の関係機関と連名で文書を発出してございます。

前回の監視部会時には、こちら 7 割の進捗ということで御説明しておりましたけれども、その後進みまして、約 9 割が進んだというところで、67 の方がもう登録済みということでございます。

また、③のところにつきましては、前回御説明したと思っておりますけれども、今年も 7 月、8 月、新型コロナウイルスの感染拡大といったところもございまして、急遽中止というも

のもございましたけれども、全体でいいますと 9 会場で約 1,000 名の方を対象といたしまして、電気主任技術者の方に対して御説明等々をさせていただいております。

総ざらいの取組でございますけれども、各自治体様とは定期的に打合せをさせていただきまして状況を共有させていただきまして、どこにあるのかということを見つけ次第、私どもも処理に向けて活動をさせていただいているというところでございます。

具体的な取組でございますけれども、各県ごとに地域専任担当者を設けまして、保管者様ごとに登録、契約締結を進めてきてございます。自治体様の掘り起こしによりまして新たに登録された保管者様には、早期に現地に訪問いたしまして、個別交渉を行うということを進めてきております。新型コロナウイルス感染拡大といったところもございまして、なかなか難しい時期もございましたけれども、引き続きこういった取組を進めているというところでございます。

また、各自治体様が実施されます立入調査への同行といったこともできる範囲で行っているところでございます。

そういったところでございますけれども、処理手続、なかなか進まないという方もございまして、この見通しでございます。その下に記載しておりますが、前回の監視部会は、昨年 7 月 31 日時点で 129 者の方がなかなか進まない保管者ということで御説明しておりましたが、5 か月を経まして、12 月 31 日時点で 59 者の方が現在進まないというところでございます。

進まない理由でございますが、処理費用の工面が困難という方がまだ 9 者いらっしゃいまして、あと、処理制度に納得できないという方が 19 者、保管者様、責任者の方と連絡がつかないという方が 28 者、まだ使用中だという方が 3 者というところでございます。

その次のページでございますけれども、④でございます。新型コロナウイルス感染症拡大防止の影響もございまして、会社業績悪化等々の影響で処理の延期を申し出てこられる保管者様も一時的に 21 者というところまでなりましたが、その後、このうち 15 者の方につきましては、既に搬入済み、もしくは処理意向が確認できたということで進めてきてございます。

管轄の自治体様の御指導、法律の趣旨の御説明ですとか処分期間等々の状況について御指導いただきましたし、また、中小企業者様に対します処分費の軽減制度、これが 10 月から拡充されておまして、こういったこともございまして、処理手続を進めていただける保管者様が増えてきているというところでございます。

高濃度の PCB 廃棄物、大阪事業エリアでございますが、処分期間と計画的処理完了期限がその下の図のとおりになっておまして、来月 3 月 31 日末が処分期間ということでございまして、それを過ぎますと、まだ処分されないという方に対しては改善命令等々発出されまして、来年度いっぱい、令和 4 年 3 月末が計画的処理完了期限で、ここまでに処分をするということを取り組んでいるというところでございます。

23 ページ、処理の手間物・困難物でございます。

処理手間物・困難物と申しておりますのは、通常の PCB 廃棄物の処理に比べまして若干時間等々がかかるというものでございます。令和 2 年 12 月時点では、トランス類につきましては、全てこれについては処理を終えております。コンデンサでございますが、こちらがページの下の方に表-19 を示してございますが、87 台判明しておりますが、あと 1 台が残っているというところでございます。廃 PCB の油につきましては、次の 24 ページ以降で御説明をさせていただきます。

コンデンサでございますけれども、あと 1 台はドラム缶の中に入れておまして、コンクリートで固められていたというものでございます。保管事業者様のほうで今年度コンクリートを除去されましたところ、コンデンサの部品でありますブッシングといったものが出てきたというところで、内容はこのページの写真でお示しているところございまして、こちらの部品につきましても、来年度処理の見込みということでございます。

次のページでございます。24 ページ。廃 PCB 等の油でございますけれども、処理手間物となりますのが低引火点成分、これが混入した油というものがございました。大阪事業エリア、2 府 4 県内にはこの低引火点成分が混入して引火点の低くなっている PCB 油、これが 7 事業者さんで保管をされておりました。それぞれ長期保管されているということがございまして、どういったことで発生したかという履歴、または引火点の状況、混入物、夾雑物の成分・濃度といったものが不明でございました。それぞれ必要な調査、分析等々を実施されたというところでございますけれども、この油につきましては、そのまま施設に持ち込んで通常処理を行いますと、爆発等によります損傷ということを施設に与える可能性も考えられるというところございました。

これらの油の処理につきましては、安全で確実な処理を行う必要がありますので、各保管事業者様が自らの責任の下、この低引火点成分を蒸留するということが必要でございました。ですが、保管事業者様それぞれは少量ずつお持ちでございます。全ての方がそれぞれに必要な設備を備えて実施するということは現実的にはないということでございまして、このため、保管事業者様の 1 者の敷地の一角を借用されまして、移動式蒸留装置、これを設置いたしまして、各保管事業者様の責任の下、自ら蒸留分離を行っていただいたというところございまして、高濃度で低引火点成分が含まれない油につきましては、大阪事業所におきましてそのまま処理、また、PCB 濃度が低濃度となりまして若干引火点の低い油につきましては、無害化認定処理施設、こちらで処理をすることで処理委託をされてございます。

処理のスキームでございますけれども、蒸留作業につきましては、低引火点成分混入 PCB 油の保管事業者様が自らの責任において実施されてございます。

現場におきます蒸留作業でございますけれども、ほかの PCB 廃棄物処理事業の北九州でありますとか東海のエリアにおきまして、低引火点成分の混入 PCB 油の蒸留を行った実績を有する事業者、こちらに各保管事業者様が依頼されて実施をされたというところでございます。

処理の期間でございますけれども、蒸留作業の実施スケジュールといたしましては、移動式蒸留装置を11月1日に作業場所に搬入し、11月12日から12月1日にかけて作業を行ってございます。その後、12月18日には低濃度の油を運び出し、また、22日には高濃度の油を JESCO 大阪事業所のほうに運び込んだということございまして、無害化処理を順次進めているというところでございます。

その下の写真は、移動式蒸留装置の全体図、また、作業時の写真ということで御紹介させていただきます。

25 ページ、低引火点成分混入油の一覧表でございますけれども、①から⑤で示しておりますが、①から④のところ、こちらが6者分ということでございまして、あと1者、⑤でございますが、ペール缶2缶、52キロといった量でございますが、こちらも現在保管事業者様と協議を進めておりまして、来年度処理をいただけるということで現在進めているというところでございます。

多量保管事業者様の廃 PCB 油の処理でございます。

この多量保管事業者様につきましては、多量保管されている PCB の汚染物がございました。こちらの処理計画を策定するというので、28年度から汚染物の分析を行われまして、29年5月には当該事業者様が学識者様によります検討委員会を立ち上げて、技術検討をされた後、法律に基づきます手続を経まして施設を設置されまして、PCB 汚染物を有機溶媒であります IPA（イソプロピルアルコール）、これで抽出するということによりまして、汚染物から廃 PCB 油にされるということでございまして、そういった作業をされてございます。そして、低濃度になったものにつきましては無害化処理認定施設、また、高濃度の PCB 油については大阪事業所での処理を進めているというところでございます。29年の12月に施設の設置許可申請を出されまして、その後、設置されて設備が稼働ということになっております。

その保管者様が技術検討委員会でお示しされた資料につきまして、表で示しております。

その次のページでございますが、大阪事業所への受入れ・処理状況でございます。

大阪事業所では前のページに記載のろ過ケーキ 273 トンから発生いたします高濃度の廃 PCB 油、これを処理対象として、平成 31 年 4 月から受入れを開始してございます。昨年 12 月末までに 244 本のドラム缶を受け入れておりまして、196 本、そのうち抜油等々を 12 月末段階で終わっておりまして、処理を進めております。

処理の課題がこちら、処理手間物ということで課題がございまして、廃 PCB 油中の硫黄分が 100ppm から 1,000ppm 程度ということで、ほかの PCB 油に対して高いということがございます。大阪事業所で採用しております脱塩素化分解、化学反応をさせる分解方式でございますが、こちらにはパラジウムカーボンという貴金属を使用した触媒を使用しておりますが、この硫黄分によりまして触媒の活性が阻害されて、分解反応に時間を要するというところになってございます。

対策といたしまして、保管事業者におきましてドラム缶ごとに硫黄濃度を測定して把握いただきまして、大体平均 500ppm 程度になるような形で搬入し、また、処理に投入するというところで、現在無害化処理を進めているというところでございます。

また、油につきましては、ドラム缶を使用して搬入されますけれども、このドラム缶につきましても効率的に処理をするということで、洗浄ですとか真空加熱分離（VTR）処理装置、こういったものを活用いたしまして無害化を進めているというところでございます。

また、高濃度の硫黄分の含有廃 PCB 油でございますが、この多量保管事業者様以外にも、直近で 1 者、ドラム缶で 39 本お持ちの方が見つかったというところでございます。この方が保管されている油につきましても、経歴等々が不明、熱媒体として使用されていたということが推定されてございますが、令和元年の 11 月に高濃度であるかどうかを分析いたしましたところ、高濃度であったということが昨年 1 月に分かっております。

その後、低引火点成分等々が混入しておりますと、また現場での蒸留分離等々が必要になるということがございましたので、昨年 9 月に低引火点成分等々を分析させていただいたところ、低引火点成分の混入はなかったんですが、硫黄分が 39 本のうち 17 本で一定程度以上検出されたというところでございます。硫黄分が高いということで、先ほど申しましたとおり、若干処理に時間を要するというところでございますが、現在計画的にこちらにつきましても来年度の処理ということで予定をさせていただいてございます。

27 ページでございます。トラブル等の報告ということでございまして、前回の監視部会以降 5 カ月間、残念なんですけれども、労働災害が発生しております。

真空加熱分離装置、VTR、こちらは 4 台ありますが、そのうちの C 号機におきまして、PCB 廃棄物を入れておりますドラム缶 4 本、下の方の左側の図でございます。黒い丸がドラム缶を表示しておりますが、こちらの図でいいますと、右側が真空加熱分離装置でございます、その中にこのドラム缶 4 本並べたものを入れるという作業をしておりました。

ドラム缶のほうにはビニールシートをかけておりまして、作業の途中でこのシートを取り外すということに作業内容を変更して、動かしながらシートを取り外していったという作業をしておりましたところ、この養生用シートが落下したというところで、とっさにそれを拾い上げようとして作業員の方が拾ったところ、写真の右のところに示しておりますが、荷崩れ検知センサーを設置している支柱ところのドラム缶を載せております台車についております手すり、この間に腕を挟んだということで、左腕を骨折されたというところございまして、全治 3 か月というふうに診断を受けたというところでございます。

こちらにつきましては、原因究明を行いまして、しっかり対策ということでございますけれども、稼働中の機器、装置に係る作業、これは必ず装置を停止した状態で、要するにシートは停止した状態で取り除いてから戻すべきだったろうということで、今後こういった作業が発生した場合もしっかり止めてから作業をしようということで設定したという

ところでございます。また、現場のほうには、とっさに手を突っ込んだといったところがございますので、危険表示を行いまして、手が差し込めない状況にしたということでございます。

なお、この作業員の方でございますが、現在は職場のほうに復帰されているということでございます。

28 ページ、その他の説明事項といたしまして、1 つ目が、新型コロナウイルスの感染症感染拡大に伴います対応状況ということでございます。

事業所のほうには、写真でお示ししておりますが、入り口のところに自立式の体温測定器とアルコールを設置しております。外部から入られる方に対しましては、体温の測定、また、アルコールでの手指の除菌、こういったことを行っていただくということにしておりますし、従業員、運転会社の方も含めてですが、出所前に体温測定を実施し、健康管理をしっかりと行っていただくとともに、施設内ではマスクを常時着用ということにしております。

また、座席と座席の間にはアクリル板のシート等を立てておりますし、一部時差出勤、また、在宅勤務といったことが導入できる場合はそういったものの導入、また、出張は控えるようにし、また、本日のようにウェブを使つてのテレビ会議、こういったことを推進しているというところでございまして、なるべく人と人との接触機会を減らすということを取り組んでございます。

そういったことを取り組んではおりますけれども、この間、運転会社さんで、事務エリアで働いていらっしゃる方ですが、10月と11月、それぞれ1名の方が感染ということで、陽性反応が出たというところでございます。それぞれ保健所のほうへ連絡をさせていただきまして、濃厚接触者等々の有無について、指導を受けまして適切に対応したというところでございまして、それ以外の方への感染拡大ということは一切なかったというところでございます。また、現場で働いていらっしゃる方ではなかったというところでございまして、操業への影響はなかったというところでございます。現在この2名の方につきましても、業務のほうに復帰されているというところでございます。

また、事業所の視察・見学をいただくということで取り組んできておりましたけれども、昨年3月中旬から新型コロナウイルス感染症の対策ということで、通常での見学の受入れは中止させていただいてございます。

29 ページ、緊急時対応訓練の実施状況でございます。

こちらにつきましては、令和2年度に入ってから、現場で漏えいが発生したのを見つけた場合ということをテーマといたしまして、現場で働いていらっしゃいますグループごとに個別事象を設定して、それぞれで取り組んでいただくということをしてございます。

4月から5月にかけては、緊急事態宣言が発出されていたというところでございまして、一部、全体での訓練等々は延期等々しておりますけれども、グループごと、少人数で

の訓練につきましては、時期の延期等々も発生いたしましたけど、工夫しながら現在訓練は継続して行っているというところでございます。

また、消防訓練等々につきましては、かなり大人数で関わるということでございまして、11月も再度計画をしましたが、現在延期しております、3月に何とか実施したいということで考えているというところでございます。

30ページ、こちらは安全教育という取組でございます。

無事故無災害でPCB処理を進めるということで、所員の方の安全意識、知識の向上を図るという目的といたしまして、毎月安全教育を実施するというところで考えてございますが、写真にありますとおり、プレゼンテーションルームといったところの部屋で100名以上の方が一堂に会して安全教育という形ができるのでございますけれども、こちらにも新型コロナウイルス感染症対策ということがございますので、あまり多くの方を一ところに集めるということと避けるということがございまして、出席者を抑制して3人がけに1人ずつ座るといったような形で実施したこと、また、複数回に分けて実施する、また、多くの場合は書面開催という形で今年度は進めさせていただいております、資料等々につきましては、回覧または掲示するといった形で、今年度についてはこういった安全教育を進めているという状況でございます。

資料1-1は以上でございまして、引き続き、資料1-2のほうを御説明させていただきます。

○中野副所長（JESCO）

それでは、引き続き、長期保全の取り組みにつきまして、資料1-2のほうを説明させていただきます。

1ページ目ですけれども、方針につきましては、例年どおりで変わってございません。真ん中の色塗りのところですね。予防保全と事後保全に区分けして進めております。

1ページ飛ばしまして、表-1を御覧ください。横版です。3ページ目ですね。大阪事業所の主力設備、VTR設備について、前回との特記事項について赤字で示してあるところを説明させていただきます。

VTR設備は腐食の進行度合いが比較的大きいところがございますので、一番下、赤いところですね。配管類。まず、配管類につきましては、これまでも更新したりライニング配管にしたり、いろんな取組をしてきましたけれども、令和2年度も引き続き、各種ライニング、それから配管の腐食対策を実施しているといったところでございます。

その次のページ、VTRの本体に関わる熱交換器。熱交換器類も腐食の進行度合いがなかなか大きいところがございますので、主力のこの第1オイルクーラー、第2オイルクーラー、真空凝縮器、この3つにつきましては、毎年、腐食の進行度合いをチェックするために渦流探傷試験というのを実施しております。この渦流探傷試験において腐食が激しいと考えられたものにつきましては更新をします。予備機は持っておりますので、更新す

るという立場にあるんですけれども、今年度は第1、第2オイルクーラーについては更新の必要はないという判断をいたしました。真空凝縮器につきましては、進行が激しかったものですから、新しいものに更新して点検を終えております。

では、次、表-2のほうに移らせていただきます。表-2はVTR以外のものも含めた全体の保全の取組です。

縦の欄でブルーのラインと緑のラインがあると思いますが、ブルーのラインが令和2年度に実施した内容、そして、令和3年度につきましては来年度計画している内容ということになります。黒色印で令和2年度の実績が記入されているんですけれども、この5ページ目の下のほうに2-6、熱交換器類とございますが、今説明させていただきましたVTR関係の熱交換器が書いてあります。4番、9番、5番、10番、6番、11番といった形で書いてありますが、白抜きになっておりますのは第1オイルクーラーと第2オイルクーラー、これは更新はしませんでしたので、白抜きという形になってございます。

次のページですね。6ページのほうにつきましては、主に液処理設備のほうの関係でございまして、こちらも粛々とやるべきことをやっているという形です。

以上のこの表をまとめたものが、次の7ページ、8ページ目で表-3と表-4になります。

今の丸印がついたものが1番から16番まで令和2年度に実施した項目、更新計画のものと経年劣化の対応ということで、くどいようなんですけれども、更新計画の4番、5番、第1オイルクーラーと第2オイルクーラーにつきましては、点検結果により更新の必要はなしということで、更新はしておりません。それ以外は全て実施済みの項目ということになっております。

この令和2年度の計画を受けて、表-4、令和3年度の計画を改めて計画しておりまして、ここでも、主要機器については必要に応じて機器の更新、それから交換、そして渦流探傷試験も資料の熱交換器についてやっていくという形になっております。

以上の結果を漫画としてPFD上に取りまとめたものが図-1と図-2になります。

図-1のほうは西棟ですね。VTR設備を抱えた前処理設備になります。ブルーのほうの吹き出しが令和2年度の実績、緑のほうの吹き出しが令和3年度の計画という形になります。

最終ページ、こちらが東棟のものでございまして、同じように、ブルーのほうは令和2年度の実施項目、そして、緑のほうは令和3年度の計画工事という形になります。

簡単ですが、以上です。

○谷野課長（大阪市）

ありがとうございました。

ただいまのJESCO様からの説明につきまして、御意見、御質問はございませんでしょうか。

よろしいでしょうか。前半部分も含めまして御意見、御質問ございませんでしょうか。
中地先生、お願いします。

○中地外部有識者

2つあって、1つは、24 ページ、低引火点成分混入 PCB 油の処理ということで、蒸留処理をして、表-20 でドラム缶の本数と重量というふうに書かれているんですけども。これは JESCO の大阪のほうで受け入れた本数ということなんでしょうか。それとも、保管をされていた油がドラム缶に入っていて、その本数を書かれているのかどうかということを確認したいというのが1つと。

2つ目は、25 ページの2番の多量保管事業者の廃 PCB 油の処理というところで、下に表があって、IPA で抽出したろ過ケーキが 273 トン、その他が 97 トンという形になっていますが、これで抽出した高濃度の PCB 油が 244 本で、これについては JESCO のほうで既に全部受入れ済みということなんでしょうか。それとも、まだ今後も受け入れる可能性があるのかどうかということについて説明をお願いしたいと。確かに1ページの表-1の年度別の搬入実績というところで、令和元年度から令和2年で兵庫県からのところが本数がどんと増えているのは分かるわけですけども、その辺についてちょっと教えていただけるとありがたいかなと思います。

以上です。

○安井所長（JESCO）

まず、表-20 の低引火点成分のところでございますが、こちらに記載させていただいておりますドラム缶等の本数と重量でございますが、これは各保管者様が蒸留する場所へ移動する前に持っておられた量ということでございまして、その後、この量を蒸留分離されまして、高濃度のもとと低濃度のもとに分かれて、また、作業に伴いまして一部発生します追加の油等もあったというふうに聞いておりますが、それぞれ、高濃度のものについては JESCO、低濃度は無害化認定施設のほうに処理委託されたというものでございます。

続きまして、25 ページから 26 ページの多量保管事業者様の廃 PCB 油というところでございますけども、現在、施設のほうに 12 月末時点で 244 本を受け入れたというところでございますけども、まだ保管事業者様のところでドラム缶で残っているものがあるというところでございますが、今後も搬入をさせていただくという計画になってございます。

○中地外部有識者

登録数というところにはきちんと本数はカウントされていて、搬入実績というのもそれなりには搬入しているというふうに理解してよろしいのでしょうか。

○安井所長（JESCO）

この多量保管事業者様のほうでもこの作業をされて、PCB 油という形でドラム缶に入れられておりますので、そういった作業が終わったものについては把握いただいて、JESCOのほうにも情報を提供いただくということにさせていただきます。

○中地外部有識者

すいません、そしたら、まだ作業は継続中ということなんですか、このろ過ケーキ等の処理というのは。

○安井所長（JESCO）

ほぼ終了ということで、3月末までには全量が把握されるというふうに理解させていただきます。

○中地外部有識者

分かりました。どうもありがとうございます。

○谷野課長（大阪市）

ありがとうございました。

水谷先生が手が挙がっております。よろしくお願いします。

○水谷外部有識者

ありがとうございます。水谷です。26 ページで硫黄の濃度の高いものが見つかったというお話なんですけども、2つありまして、1つは、3) のほうの17本でかなり高かったということで、最大は5,100mg/kgということですけど、17本全部がこれぐらい濃度が高いのか、その分布といいますか、それによっても大分変わってくるかなと思っているんですけども。そのあたりの見通しをお聞かせいただきたいのと。

関連して、上のほうで500ppmぐらいになるように希釈というか、組み合わせて処理しているということでしたけれども、これは濃度だけが問題なんでしょうか。最終的にはトータルの量で触媒劣化してくるのかなという気もしますが。そのあたり、方針等をお聞かせください。

○安井所長（JESCO）

御質問ありがとうございます。まず、26 ページの3) の高濃度の硫黄分含有廃 PCB 油のことですけれども、39 本中 17 本で硫黄分が検出されたということですが、この17本が大体1,000ppm、1,000mg/kgですね。これを超えたものであるということですのでございまして、最大はそのうち5,100でございますけども、ほとんどは1,000を少し越えた程度というものでございました。

その次の御質問が、その上で記載しております 500ppm 以下に抑えて処理系統に投入してございますけども、その後、ほかのコンデンサの処理系統から発生する油とさらに混ぜまして、濃度は薄めるということでございますが、確かに先生おっしゃるとおり、反応器に投入の段階ではどの程度の濃度になるかということは想定いたしまして、バッチ当たりの液の投入量、液量も勘案いたしまして処理をしているというところでございます、硫黄量を設定しているというところでございます。

○水谷外部有識者

分かりました。思わぬ時間がかかる要因がいろいろあるんだなということを改めて感じさせられた次第です。ありがとうございました。

○谷野課長（大阪市）

ありがとうございます。

ほかに御意見、御質問ございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

ほかに意見がないようでしたら、次の議題に移らせていただきます。

次、議題ですが、議題（2）にございます「環境モニタリング調査について」ということで、行政としてのクロスチェックデータにつきまして大阪市から報告をお願いします。

○棚橋課長代理（大阪市）

大阪市環境局産廃担当の棚橋でございます。資料2を用いまして、本市が行いました令和2年度環境モニタリング調査に関しまして御説明申し上げます。

このモニタリング調査に関しましては、JESCO 大阪 PCB 処理事業所の稼働に伴う周辺環境への影響を確認することを目的といたしまして、平成18年度のJESCOの操業開始前、平成17年度から毎年夏場と冬場の年2回実施しておるものでございます。

本日は、先日実施いたしました令和2年度冬の調査結果に関しまして御説明いたします。

まず、調査場所に関しましてですけれども、例年と同じ場所のJESCO大阪PCB処理事業所地点の1か所と、事業所に最も近い住居地域の地点として従来より選定してございます桜島地点の1か所、合計2か所で調査を実施いたしましたところでございます。

また、調査時期につきましても、例年どおり、夏の調査を7月に、冬の調査を12月に実施してきたところでございます。

続きまして、調査結果について御説明申し上げます。

3番のほうに、下のほうに目を移していただきますと、例年どおり、PCB、ダイオキシン類、ベンゼン等の項目に関しまして測定を行ってございます。

例えば一番上に記載してございますPCBの値でございますと、令和2年度の冬の調査結果に関しましては、JESCO地点におきましては1立方メートル当たり0.21ng、桜島地点

におきましては1立方メートル当たり0.35ngということをごさいますして、右端に記載しております基準値等と比較いたしまして非常に小さい値となっております。同じように、ダイオキシン類やベンゼンなどに関しましても、基準値等と比較しまして非常に小さい値となっております。

ページをめくっていただきまして、2ページにはJESCO地点、3ページには桜島地点におけます平成17年の測定開始以降の測定結果を全てお示ししてごさいます。いずれの項目につきましても、これまでの測定結果と比較しますと、特筆して数値が上昇している状況ではごさいますせん。

最後に、4ページ目を御覧いただきたいですけれども。

4ページ目でお示しいたしてありますのが、ダイオキシン類の測定結果の経年変化に関しましてグラフ化してお示したものでごさいます。JESCO地点及び桜島地点、いずれの地点における測定結果に関しましても、操業開始前と比較いたしまして特に数値が上がっている状況ではごさいますせん。

また、グレーの三角印で示してごさいますけれども、大阪市内のモニタリング地点、これは平成29年度から地点数を7地点から3地点に変更してきているところでごさいますけれども、この3か所の市内平均と比較しましても低い値となっております。

以上の結果から、JESCO大阪PCB処理事業所における周辺環境の影響はほとんどないと考えておるところでごさいます。

以上でごさいます。

○谷野課長（大阪市）

ただいまの大阪市からの報告につきまして、御意見、御質問はごさいますせんでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、次の議題のほうに移りたいと思います。議題（3）にごさいます「PCB廃棄物の早期処理に向けた環境省の取組」ということで、環境省様から御説明をお願いいたします。

○切川課長補佐（環境省）

環境省廃棄物規制課の切川です。資料3の説明をさせていただきます。

お手元の資料のスライド1を御覧ください。

まず、日本全国の高濃度PCB廃棄物処理事業の進捗状況を御説明させていただきます。

令和2年12月末時点の状況ですけれども、JESCOに登録されております変圧器、コンデンサの合計36.6万台のうち、全国平均で見ますと、変圧器は97%、コンデンサが95%の処理ができていう状況でごさいますして、変圧器、コンデンサは順調に処理が進んでいる状況でごさいます。

一方で、北九州事業所と北海道事業所で実施しております安定器、汚染物等の処理に関

しましては、当初の見込みよりも処理対象量が増加しておりまして、それぞれ、北九州のほうで78%、北海道のほうで69%となっております。計画処理完了期限までの処理というのがなかなか厳しいという状況になってございまして、特に北九州事業エリアに関しましては、2月3日に行いました監視会議で現状の見込みを報告させていただき、今、期限内処理に向けて処理の施策を検討しているような状況でございます。

めくっていただきまして、次がスライド2になります。

こちらは、平成31年3月末に処理を完了しました北九州事業エリアで事業終了後に新規発見されたコンデンサの数を示してございます。事業終了直後の3月からこの2年たった昨年1月でも、毎月十数件発見されている状況になってございます。特に未処理のコンデンサの取りこぼしがないように、事例分析をいたしまして、経産省をはじめとする関係省庁と連携しながら掘り起こしを実施しています。また、こういった計画的処理完了期限後に見つかったものに関してどうするかということも、今、検討を進めてございます。

その次のスライドに行きまして、次が掘り起こしの進捗状況になってございます。

これは議題(1)のほうでも御質問がございましたけれども、大阪事業地域に関しましては、昨年の12月時点で変圧器、コンデンサ、そして、安定器、汚染物ともに調査完了というふうにいただいております。それぞれの結果というのはこちらに示しておりまして、上のほうに変圧器、コンデンサになってございます。大阪事業地域でいきますと、約14万事業所を対象に調査をいただきました。

安定器は、大阪事業地域は32万事業所を対象に調査いただいております。処分期間まで残り1か月となっております。変圧器、コンデンサ、安定器ともに最終通知を送っていただいている方々に対して、特にそこで全然反応がないところに対して電話確認等により全量掘り起こしに向けた対応を改めてお願いしたいということで、自治体の皆様に協力を要請しているというところでございます。

また、変圧器、コンデンサに関しましては、先ほどの北九州事業地域の新規発見の事例でもあったんですけども、P協データのほうに登録されていたものというのが幾つかございましたので、JESCOでデータの突合をしております未登録台帳、こちらを使って調査をするということも改めてお願いしてございます。

次が、掘り起こしに向けて環境省で行っております支援策に関してでございます。

産廃振興財団に業務を請け負っていただき、相談窓口としましてPCB全般に関する窓口の設置、または掘り起こし調査に関する相談も設置もさせていただいております。

さらに、専門家派遣といたしまして、現地に立入りするときだとか、現場で安定器を見分けるときに技術的な支援ができるような専門家の派遣を行ったりだとか、自治体向け、事業者向けの説明会の開催の支援なんかもさせていただいております。

資料1のほうでJESCOからも御報告ありましたけれども、掘り起こされた事業者に対して、自治体からの情報提供に基づきまして、登録を促すということも適宜実施させていただいております。

その次のスライドに行きまして、こういった PCB を処理しなければならないということの周知、広報でございます。

今年度もテレビ CM を用いました全国的な広報をさせていただきました。上が変圧器・コンデンサ、下が照明用の器具となつてございまして、それぞれ処分期間をお示するとともに、こういったものが対象なのかということをつかりやすく説明させていただいた上で、助成制度も示しまして、早期処理を促すという内容としてございます。

その次のページに行きまして、特に大阪の事業エリアに関しましては処分期間を迎えますので、昨年の年末、12 月の中旬から下旬のちょうど大掃除をするようなタイミングで、国内最大規模の EC サイトであります楽天、こちらのサイトを使いまして、楽天が保有する顧客データを使って中小企業の従事者や特定の業種、特定の事業者、こういった方にターゲットを絞りまして、テレビ CM と同じ動画を楽天 TrueView というところで流すということをしていただくとともに、楽天 DSP というところでこういったバナーを配信しまして、そこをクリックいただくと、環境省のホームページに移動しまして詳細な情報を提供するというような広報も併せて実施させていただきました。

その次のスライドに行きまして、こういった広報活動に加えまして、これも JESCO のほうから説明ありましたが、コロナで経営状況が悪化してその処理費用を払えないといった保有事業者の方もいらっしゃいましたので、新型コロナウイルスの環境影響がある方に関しましては軽減率を 70% から 90% に、個人の場合は 95% から 99% に上げるというような対策を昨年の 10 月から実施しておりまして、コロナの軽減に関しては、昨年の 2 月まで遡って適用するなどという助成制度の拡充をさせていただいております。また、これまでは処分費のみでしたけれども、収集運搬費用に関しても対象とさせていただいております。

その次のスライドに行きまして、これまで実施しております日本政策金融公庫における貸付制度の関係になってございます。こちらにも継続して活用いただけるということになってございます。

最後に環境省の予算関係でございまして、来年度も今年度と同規模で予算を確保しまして、安全に PCB 廃棄物を処理するということを推進できるよう取り組んでいこうと考えてございます。

以上でございます。

○谷野課長（大阪市）

ありがとうございました。

ただいまの環境省様からの御説明につきまして、御質問ございませんでしょうか。

中地先生、お願いします。

○中地外部有識者

中地ですけれども、2点あります。2ページの北九州事業エリアにおいて事業終了後に発見されたコンデンサ類等というお話で、242件、事業終了してから見つかっていますけれども、これ、処理については今後対応を検討というお話になっているんですが、北九州事業所で処理をするというわけでもないんですかというのが1点です。どこで処理をされるのかというのを教えてほしいという話と。

それと関連すると、1ページの5事業所の進捗状況等を見ていて、御説明で、安定器、汚染物を全部その処理というのはなかなか難しいというお話でしたが、逆に言うと、JESCOの大阪事業所自体は令和4年の3月で処理が終了するという形になりますから、その後、後始末等があるんでしょうけれども、安定器とか汚染物等で他事業所のやつを受け入れるみたいなことがあるのかどうかということについて、現時点の見通しみたいなのを教えてください。

以上です。

○谷野課長（大阪市）

環境省様、お願いします。

○神谷課長（環境省）

環境省、神谷です。御質問ありがとうございます。

今、中地先生の御質問なんですけれども、まず、北九州事業エリアで事業が終わってから発見されたトランス、コンデンサをどうするのかという話でございます。北九州事業は平成31年3月までに終了して、それで、施設は既に解体を始めているという状況でございます。終了後に見つけた事業者の方々には継続保管をさせていただいているというのが現状でございます。ですから、ここをどういう形で処理するかというのは、これから国において調整をしていかなければならない課題と認識しておりまして、どこかで処理をする必要があると。ただ、どこで処理をするかというところはこれから調整をするということで、我々のほうでしっかりと検討してまいりたいというのが現状でございます。

それから、この1ページ目の事業の計画的処理完了期限についてということでございますけれども、北九州での安定器の処理というのが進捗率が低いということで、これをどうするかということも、これも全国的な課題ということになっています。北九州事業所での処理の促進策をまず考えるというのがありますけれども、全国的な処理事業の体制を再検討するというのも課題として検討しておりますので、先ほどの話と併せて全国的な事業の今後の在り方、事業の終期においてどういう形でそれぞれ事業を終えていくかというところを、国においてしっかり関係者の方々とも御相談しながら絵を描いていく必要があるということで、我々で現在検討しているところでございます。その検討の方針、方向性が出ましたら、またこの場も含めて御説明をしながら、今後の対応というのは相談していきたいと考えております。

以上でございます。

○谷野課長（大阪市）

ありがとうございました。

中地先生、よろしいでしょうか。

○中地外部有識者

分かりました。ただ、大阪事業所の操業を延ばすとかという話になると、地元の同意とか、いろんなことがあると思うので、それなりには対応を考えないといけないと思いますので、その辺、国のほうできちんと調整しますということであれば、進めていただければいいのかなというふうに思います。

以上です。

○谷野課長（大阪市）

ありがとうございました。

ほかに。

上野先生から手を挙げられたんですけども。

○上野外部有識者

中地先生と全く同じ質問でしたので、私からはないんですけども。ちょっと感想なんですけど、北九州事業所でこれだけ計画的処理事業の後、出てくるということは、大阪事業所管内ではかなりちょっと危惧することだなと今思っています。心してやらないと、なかなかこれは大変だなというのが私の今の感想です。

以上です。

○谷野課長（大阪市）

ありがとうございます。

大阪市内でもまだまだ大量に残っている可能性がございますので、期限内の処理に向けまして、計画的処理完了期限につきましては、地元の方々のお約束で、期限までには必ず終わるということですので、期限までに掘り起こして早期の適正処理を進めていくということを取り組んでまいりたいということ考えております。ありがとうございました。

ほかに御意見等ございませんでしょうか。

全体を通して御意見、御質問ございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

ありがとうございました。

本日予定しておりました議題は以上でございますが、よろしいでしょうか。

先ほども説明ございましたが、JESCO 大阪事業所の計画的処理完了期限につきましては

あと1年と約1か月ということになっておりまして、私ども自治体としましては、掘り起こしや早期適正処理指導の取組を現在進めているところでございます。JESCOにおかれましては、PCBの処理が安全かつ安定的に行われますように、引き続き、事故、トラブルの未然防止に努めていただきますようお願い申し上げます。

現在コロナ禍の中でございますが、PCBの処理は止めるわけにはいかない事業でございますから、従事される皆様におかれましては、感染防止にも十分注意していただきますようお願いいたします。

本日は、有識者の皆様から忌憚のない御意見、御提案をいただきまして、ありがとうございました。いただいた御意見につきましては、今後の事業運営に反映し、また、関係自治体とも共有してまいりたいと考えておりますので、引き続き御指導のほど、よろしくお願い申し上げます。

以上で議題のほうを終わりたいと思います。司会にマイクをお返しします。

○深瀬係長（司会）

皆様方には長時間の会議、御意見をいただきまして、誠にありがとうございました。今回は初めてのウェブでの会議開催ということで、御不便をおかけいたしました。御容赦ください。

なお、次回の部会の開催につきましては、関係者の皆様と調整の上、決めていきたいと思っております。

それでは、本日の部会はこれにて終了させていただきます。本日は誠にありがとうございました。